

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

平成31年4月19日

経済産業大臣 世耕弘成 殿

住 所 東京都中央区東日本橋二丁目8番5号
東日本橋グリーンビルアネックス10
階
名 称 株式会社シアンス・アール
代表者の氏名 平岡 秀一



産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4.に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

（1）事業目標の要約

当社は、スマートフォン・タブレット・PCで利用できる、高品質・高信頼のIP無線サービス「Aldio」（以下「本サービス」という。）を提供している。

また、当社は、本サービスで利用可能な、有線接続・無線接続機能を有するスピーカーマイク及びヘッドセット（以下「本マイク・ヘッドセット等」という。）を販売している。

本マイク・ヘッドセット等は、携帯電話端末と接続すれば、特に設定を行うことなく、受信できる。他方、発信に関しては、大きく分けると、次の2つの利用態様がある（有線接続・無線接続を問わない。PTTの利用態様については別紙1を参照されたい。）。LINEやSkypeのグループ通話機能と異なり、スマートフォンに触れる事なく、スピーカーマイクのボタンを押したときだけ発信できるのが強みである。グループ通話に参加するときにもスマートフォンに触れる必要がない。

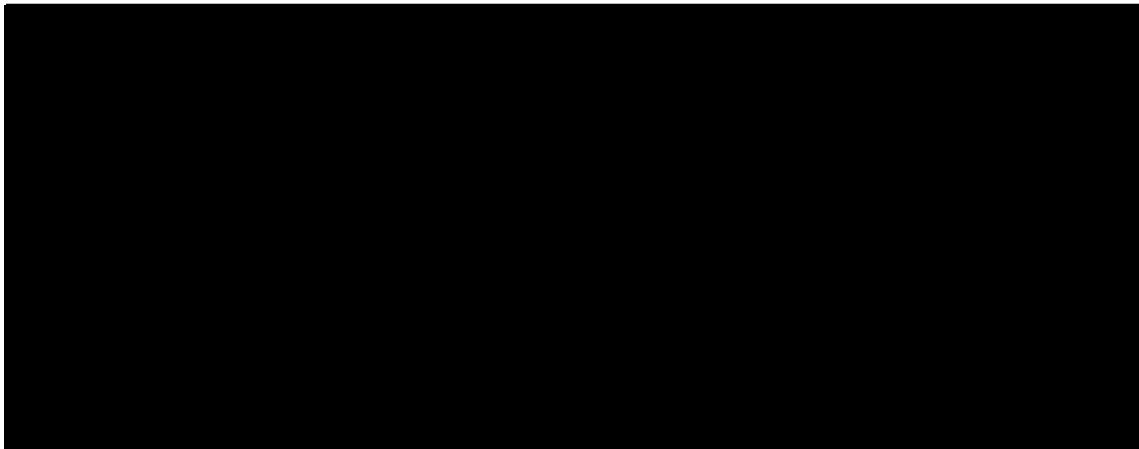
1. 「ハンズフリー」： 一度マイクのボタンを押せば、以後は再びボタンを押さなくても、手で保持することなく、自由な発信が可能となる。
2. 「PTT（プッシュ・ツー・トーク）」： 従来の車載型無線機と同様に、マイクのボタンを押している間のみ、発信が可能となる。この場合、ユーザが特別な設定を行なわない限りは、発信と受信を同時にはできない。この利用態様では、運転中も、マイクを手で保持することになる。

本サービスと本マイク・ヘッドセット等を同時に用いることで、幅広い場面でIP無線を利用することができ、本サービスの普及が促進されることが見込まれる。具体的には、本サービスと本マイク・ヘッドセット等を自動車運転中に同時に用いた場合（以下「本利用態様」という。）は、スマートフォン・タブレット・PCの画面を注視・操作する必要無く、従来の車載型無線機等と同様にマイク・ヘッドセットの応答ボタンのみを用いて、通話応答が可能となる。これにより、既存の無線利用を本サービスに置換することができ、当社

の収益力の向上に資すると考えている。

そのため、当社は、本利用態様が可能であるとして、本サービスと、本マイク・ヘッドセット等を、あわせて提供すること（以下「新事業活動」という。）を企図している。

（2）生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由



2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

（1）事業実施主体

- 本サービス提供事業者：当社
- 本サービス販売事業者：当社、当社パートナー企業
- 本サービス利用者：本サービスのサブスクリプションを購入した顧客（企業）が指定したエンドユーザ

（2）事業概要

<事業の流れ>

- ① 本サービス利用を希望する企業（顧客）は、当社又は当社パートナー企業に対して、サブスクリプション（本サービスの利用権）の購入申し込みをする。
- ② 当社は、顧客に対して申し込みに従い、本サービスの利用ID及びパスワードを配布する。
- ③ 顧客は、本サービス利用者（エンドユーザ）に対して、本サービスの利用者ID及びパスワードを配布する。
- ④ 本サービス利用者（エンドユーザ）は、携帯電話端末にアプリをインストールした上で、当社の利用規約に従いサービスを利用する。
- ⑤ 当社は、本サービスの宣伝に際して、当社又は当社パートナー企業が販売する携帯電話端末用の本マイク・ヘッドセット等を販売することもある。

※本サービスにおけるマイクの利用方法については、別紙1を参照

<本サービス>



端末を1台に集約



スマホ、タブレットがIP無線になります。
iPhone、Android、キャリア問わず利用できます。

WEBで集中管理



ユーザーやトークグループは全て管理者が
作成し管理できます。

高耐久の周辺機器と連携



業務利用を想定し、防水・防塵のスピーカー
マイク、ヘッドセットと連携。ワンタッチで
通話ができます。

基本機能
グループ通話
個別通話
同時通話
マルチトークグループ受信
通話履歴の再生
チャット機能
ユーザー&トークグループ
強制ログアウト
通話自動切断

通話ボタンを押して、トークグループ内のユーザーへ、一斉発信ができます

指定したユーザーだけに発信ができます

同時に8人まで通話ボタンを押して発信できます

最大8トークグループまで同時に受信できます

サーバーに保存された通話データを、後で再生することができます

テキストを送受信することができます

管理者がユーザーやトークグループを設定し、管理できます

ログイン中のユーザーを強制的にログアウトすることができます

通話を開始してから、自動で発信を停止するまでの時間を設定できます

(3) 新事業活動を実施する場所 日本国内において実施予定

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

運輸業界を中心、車輌運転に携わる労働者および事業者の、生産性と業務効率向上のため、本サービスの販売を平成27年9月から開始予定。既に本サービスは、鉄道事業者（JR東海）、小売業（イオンリテール）等でも利用されており、使用実績は多数有る。

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

道路交通法（抄）

（運転者の遵守事項）

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(略)

五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百二十条第一項第十一号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。第百二十条第一項第十一号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百二十条第一項第十一号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

5. 具体的な確認事項

本照会書2.（2）記載の当社の新事業活動の結果想定される本利用態様が、ハンズフリー機能及びPTT機能のいずれについても、道路交通法71条5項の5に規定する「携帯電話用装置…を通話…のために使用」に該当しないことを確認したい。

<当社の考え方>

(1) 道路交通法第71条第5号の5は、「携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。）」としている。

(2) ハンズフリー機能について

(1) の定義に従えば、道路交通法第71条第5号の5の「携帯電話用装置…その他無線通話装置」には、手で保持せずに送信又は受信できるものは含まれない。自動車を運転する場合であっても、本マイク・ヘッドセット等のハンズフリー機能を用いれば、携帯電話端末を手で保持せずに送信又は受信できる。

そのため、ハンズフリー機能を用いる場合、本マイク・ヘッドセット等に接続された携帯電話端末は、「携帯電話用装置…その他無線通話装置」に該当しない。

なお、警察庁が公表する資料（https://www.npa.go.jp/comment/result/koutsuukikaku_2/kekka.pdf）では、「自動車等の運転中に、ハンズフリー装置を用いて携帯電話等を使用する行為については、携帯電話等を手で持つことなく通話ができるため運転操作の安定性等が異なることから、現段階で携帯電話等を手で保持する場合と同様の規制対象とするまでの必要性はないと考えています。」と記載されており、上記の解釈と同様の運用がなされていることが推察される。

(3) PTT機能について

ア IP無線において、PTT機能を有するマイク等を運転中に用いることの道路交通法上の適法性について、警察庁が明示的に言及する資料は見当たらない。もっとも、従来の無線通信については、次の見解がある（例えば、沖縄県警察ホームページ <http://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2015030300097/>）。

- 携帯電話、自動車電話、トランシーバ型無線機等は、道路交通法の「無線通話装置」に該当する。
- ハンズフリー装置を併用している携帯電話、据え置き型や車載型のタクシー無線機等は道路交通法の「無線通話装置」に該当しない。

イ 本利用態様が想定するのは、携帯電話端末に本マイク・ヘッドセット等を接続する態様である。

この点、携帯電話端末が自動車に固定されていない点を考慮すれば、前者の類型に近

く、そのため、道路交通法の「無線通話装置」に該当するとの解釈も考え得る。

他方、本利用態様では、携帯電話端末と本マイク・ヘッドセット等は一体化していないことから、その発信に際しては、携帯電話を手で保持せず、マイクを手で保持するだけで足りる。この利用態様は、むしろ、後者の据え置き型や車載型のタクシー無線機に近いとも考え得る。

そのため、本利用態様におけるPTT機能については、道路交通法の取扱いが必ずしも明確ではない。

ウ 当社の考え方

(1) の定義に従えば、道路交通法第71条第5号の5の「携帯電話用装置…その他無線通話装置」には、①手で保持するものの、②送信と受信を同時にできないものは含まれない。

そして、①自動車を運転する場合であっても、本マイク・ヘッドセット等のPTT機能を用いれば、マイクを手で保持することになるが、携帯電話端末そのものを手で保持するわけではない。また、②PTT機能を用いる場合、送信又は受信できるが、送信と受信を同時にできない。

そのため、ハンズフリー機能を用いる場合、本マイク・ヘッドセット等に接続された液体電話端末は、「携帯電話用装置…その他無線通話装置」に該当しない。

(4) よって、新事業活動が想定する、本利用態様、すなわち、自動車運転中、本マイク・ヘッドセット等を用いて、本サービスを利用することは、ハンズフリー機能及びPTT機能のいずれについても、「携帯電話用装置…を通話…のために使用」に該当しない。

6. その他



また、携帯電話端末を利用したIP電話については、その道路交通法上の取扱いについて、情報が錯綜しており、新事業活動を提供する前提として、本申請事項の確認がやはり必要である。

以上の次第で、本照会をする次第である。

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあっては、「及びこれに関する事業活動」の文字を抹消する。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動及びこれに関する事業活動の目標
 - (1) 新事業活動及びこれに関する事業活動に係る事業の目標（新事業活動及びこれに関する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関する事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
2. 新事業活動及びこれに関する事業活動の内容
 - (1) 新事業活動及びこれに関する事業活動に係る事業の実施内容を記載する。

(2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。

3. 具体的な確認事項には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。

本サービスにおけるマイクの利用

以下、本サービス（「Aldio」）をインストールしたスマートフォンにスピーカーマイクを接続して使用する方法を説明します。具体的には以下の2パターンの接続方法での利用を説明します。

【パターン1】スピーカーマイクを有線接続してハンズフリーで利用

【パターン2】スピーカーマイクをBlue Tooth接続してハンズフリーで利用

【パターン3】スピーカーマイクを有線接続してPTTで利用

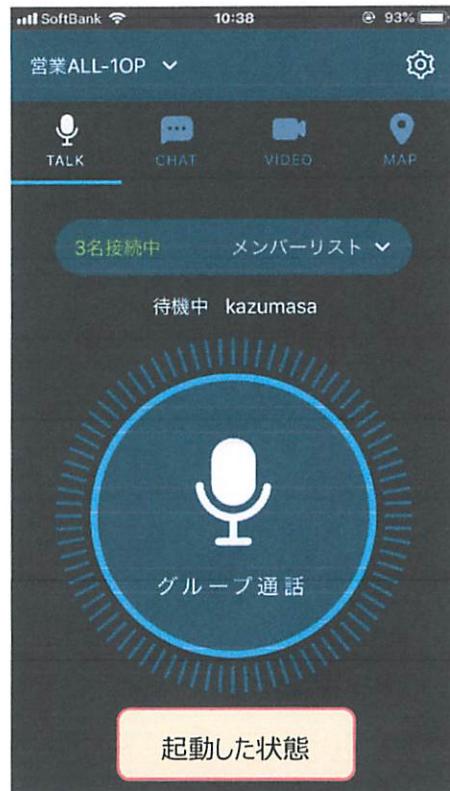
【パターン4】スピーカーマイクをBlue Tooth接続してPTTで利用

【車輌発車前の準備（共通）】

- ① スマートフォン上でアプリケーション「Aldio」を起動。（画像1、2）
- ② スマートフォンを適切な場所に設置。（画像3）



(画像1)



(画像2)



(画像 3)

スマートフォンを設置

③ ハンズフリーモードと PTT モードの切り替え（有線接続の場合）

有線接続の場合、スマートフォンの設定不要。

前面のボタンと押すと、ハンズフリーで発信する。側面のボタンを押すと PTT で発信する。



④ ハンズフリーモードと PTT モードの切り替え (Bluetooth 接続の場合)

Bluetooth 接続の場合、アプリの設定項目から、切り替えることができる。

無線スピーカーマイクボタンを押すと、アプリの設定に応じて、ハンズフリーもしくは PTT で発信する。(設定はアプリで確認できる。)



【パターン1】

- スピーカーマイクを有線接続してハンズフリーで利用する場合

① 運転前に有線スピーカーマイクを接続（画像4）



（画像4）

② 受信時：機材に触れる事なく音声がスピーカーマイクから聞こえる。（画像5）



(画像 5)

- ③ 発信時：スピーカーマイクの前面のボタンを手で 1 度押して発話する。もう 1 度押すと終了する。発信時、音声は受信されない。(画像 6)



(画像 6)

【パターン2】

- スピーカーマイクを Blue Tooth 接続してハンズフリーで利用する場合

① 運転前に、Bluetooth スピーカーマイクを接続（画像 7、8）



（画像 7）

（画像 8）

② 受信時：機材に触れる事なく音声がスピーカーマイクから聞こえる（画像 9）



（画像 9）

- ③ 発信時：スピーカーマイクのボタンを手で 1 度押して発話する。もう 1 度押すと終了する。
発信時、音声は受信されない。

(画像 10)



(画像 10)

【パターン3】

- スピーカーマイクを有線接続して PTT で利用する場合

① 運転前に有線スピーカーマイクを接続（画像11）



（画像11）

② 受信時：機材に触れる事なく音声がスピーカーマイクから聞こえる。（画像12）



（画像12）

③ 発信時：スピーカーマイクの側面のボタンを押しながら発話する。発信時、音声は受信されない。(画像 1 3)



(画像 1 3)

【パターン 4】

- スピーカーマイクを Blue Tooth 接続して PTT で利用する場合

① 運転前に、Bluetooth スピーカーマイクを接続（画像 1 4、1 5）



（画像 1 4）

（画像 1 5）

② 受信時：機材に触れる事なく音声がスピーカーマイクから聞こえる（画像 1 6）



（画像 1 6）

③ 発信時：機材のボタンを押しながら発話する。発信時、音声は受信されない。

（画像 1 7、1 8）



（画像 1 7）



（画像 1 8）